

入間市外部公益通報の処理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、外部の労働者等からの公益通報を適切に処理するために必要な事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部公益通報 外部からの公益通報のうち法第2条第1項各号に掲げる者からなされた法第3条第2号に該当するものをいう。
- (2) 通報対象事実 法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。
- (3) 法令違反通報 外部からの公益に関する通報のうち次に掲げるものをいう。
 - ア 通報対象事実についての通報ではあるが、法第2条第1項各号に掲げる者によるものではないことから外部公益通報として取り扱われないこととなる通報
 - イ 市の機関が処分等の権限を有する法令違反事実についての通報
- (4) 法令違反事実 通報対象事実には当たらないが、個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令に規定する罪の犯罪行為の事実又はそれらの法令に規定する処分等の理由とされている事実
- (5) 処分等 法別表に掲げる法律その他の法令の規定に基づき、通報対象事実又は法令違反事実に対して行う処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。）及び勧告等（勧告、指導、助言その他処分に当たらない行為をいう。）をいう。
- (6) 市の機関 市長その他の執行機関、その他法律の規定に基づき市に置かれる機関（議会を除く。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められた職員をいう。
- (7) 所管課 市の機関のうち、通報対象事実又は法令違反事実についての処分等に係る事務を所管する課（課に相当する室、所等を含む。）をいう。

(8) 受付 電話、書面、電子メール、面談、その他適切な方法によりなされた通報を受け
ることをいう。

(9) 受理 受付窓口から調査の依頼を受けた外部公益通報を所管課が有効なものとして受
け付けることをいう。

(通報窓口)

第3条 市において外部公益通報及び法令違反通報を取り扱うため、市民生活部人権推進課
(以下「人権推進課」という。)に通報窓口を設置する。

2 前項の通報を受ける場合に必要なときは、外部の労働者等の了解を得て所管課に応援を
求めることができる。

3 通報窓口は、法に対する一般的な質問及び相談の受け付け並びに所管課への取次ぎ及び
他の行政機関への照会を行うものとする。

(通報の受付)

第4条 外部公益通報は、原則として実名によるものを、電話、書面、電子メール、面談、
その他適切な方法により受け付けるものとする。ただし、明らかに不正の目的でなされた
通報、内容が著しく不明瞭な通報又は本市が処分若しくは勧告等をする権限を有しない通
報であると認めるときは、これを受け付けないことができる。

2 通報窓口は、受け付けた外部公益通報と認められる通報が、市の機関が処分等の権限を
有するものであるときは、当該通報における通報対象事実についての調査を所管課へ依頼
するものとする。

3 通報窓口は、受け付けた外部公益通報と認められる通報が、市の機関が処分等の権限を
有しないものであるときは、通報者に対し、処分等の権限を有する行政機関を教示しなけ
ればならない。

4 通報の受付は、外部公益通報受付書(様式第1号)に記録するものとする。

(受理・不受理の決定等)

第5条 所管課は、外部の労働者等からの公益通報としてなされた通報の受理・不受理の決
定をするものとする。

2 前項の受理・不受理の決定をするときは、通報者に、秘密の保持に関する対応について
説明したうえ、通報者の氏名、連絡先及び通報の内容の事実について確認するものとする。

3 前二項の規定に基づき、公益通報として受理すると決定したときはその旨を、公益通報

として受理できないと決定したときはその旨及び理由等を、通報者に対し、遅滞なく外部公益通報受理・不受理通知書（様式第2号）により通知しなければならない。ただし、通報者が当該通知を希望しない場合は、この限りでない。

（調査の実施）

第6条 所管課は、第4条第2項の規定による調査の依頼があったときは、通報者の秘密保持に配慮のうえ、速やかに、通報対象事実についての調査を行うものとする。

2 所管課の職員のうち通報対象事実に関して特別の利害関係を有するものは、当該通報対象事実についての調査に関与することができない。

3 所管課は、第1項の調査において、市の機関以外の行政機関が当該通報対象事実に対する処分等の権限を有することが明らかとなったときは、第4条第3項の規定を準用して教示を行わなければならない。

（調査結果に基づく措置）

第7条 所管課は、前条の規定による調査の結果、通報対象事実が確認された場合は、法令に基づく処分その他適当な措置（以下「措置」という。）を講じなければならない。

2 所管課は、前項の措置の内容及び是正結果を外部公益通報調査・措置結果報告書（様式第3号）により、人権推進課に提出するものとする。

（措置結果等の通知）

第8条 所管課は、通報対象事実についての調査結果、措置及び是正の内容を外部公益通報調査・措置結果通知書（様式第4号）により、遅滞なく通報者に通知しなければならない。ただし、通報者への通知が困難な場合又は通報者が当該通知を希望しない場合は、この限りでない。

（協力及び連携）

第9条 所管課は、外部公益通報事案の処理に係る記録及び関係資料について、他の行政機関その他の公の機関から調査の協力を求められたときは、調査に協力できないことについての正当な理由のある場合を除き、必要な協力をしなければならない。

2 通報対象事実に関係する所管課が複数ある場合においては、各所管課は、連携して調査し、措置を講じなければならない。この場合において、通報者に対する通知は、通報対象事実に関係する各所管課間で協議し、最も関連が深いとされた所管課が行うものとする。

（職員の義務等）

第10条 職務上公益通報としてなされた通報の秘密を知り得た職員は、その秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(情報の保護等)

第11条 通報窓口及び所管課は、通報者に関する情報、調査により取得した調査対象者その他の利害関係人に関する情報等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、適正に取り扱わなければならない。

2 通報窓口及び所管課は、外部公益通報への対応のために作成し、又は取得した文書については、入間市文書取扱規程(昭和63年訓令第1号)に基づき、適正に管理しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

外部公益通報受付書

通 報 日	年 月 日		
通 報 者 氏 名		通報者電話番号	
通 報 者 住 所		通 報 者 電 子 メールアドレス	
※事業所（者）名		事業所電話番号	
※事業所（者）所 在 地			
事業所（者）での 所 属 等	<input type="checkbox"/> 社員（パート・アルバイトを含む。） （部署 役職 ） <input type="checkbox"/> 派遣労働者（派遣先 ） <input type="checkbox"/> 取引先（取引関係社名 部署 ）		
在 職 ・ 退 職 の 別	在職・退職 （退職している場合は、通報日前1年以内に在職していた時に限り、 公益通報をすることができます。ただし、役員として在職していた場 合は、退職後に公益通報をすることはできません。）		
希望する連絡方法	・連絡方法 電話・電子メール・FAX・郵送・その他（ ） ・連絡先 自宅・携帯・職場・その他（ ）		
※件名			
具 体 的 内 容	※①通報対象事実は（生じている・生じようとしている・その他（ ）） 内容（日時、場所、内容、目的、原因等を確認） 対象となる法令違反等 ②通報対象事実を知った経緯 ※③通報対象事実が法令違反等になる理由 ④特記（留意）事項		
	※証拠書類又は証拠物（あり（ ））・なし）		
通知の希望 の有無	・受理・不受理の通知（希望する・希望しない） ・措置結果等の通知（希望する・希望しない）		
受付年月日	年 月 日		
所 管 課		受付者職氏名	

備考

- 1 電話、書面、電子メール、面談により受付します。
- 2 ※がついている項目が不明な場合は、公益通報として受け付けられないことがあります。

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

所管課

外部公益通報受理・不受理通知書

年 月 日付けであなたから受け付けた外部公益通報の対応は、次のとおり決定したので、入間市外部公益通報の処理に関する要綱第5条第3項の規定により通知します。

1 件名

2 結果

- (1) 公益通報として受理します。
- (2) 次の理由により、公益通報とは認められないので、不受理とします。

不受理の理由

- (3) 入間市には処分及び勧告を行う権限がないため、次のところに通報してください。

通報先

様式第3号（第7条関係）

取扱注意

年 月 日

人権推進課長 様

所管課

外部公益通報調査・措置結果報告書

措置年月日	年 月 日		
受付番号		通報者名	
通報内容			
調査結果			
措置の内容及び 是正結果			
特記事項			

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

所管課

外部公益通報調査・措置結果通知書

措置年月日	年 月 日	
受付番号		
通報内容		
調査結果		
措置の内容及び 是正結果		
特記事項		

本件措置に関する問い合わせ先
入間市
担当者
電話